

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
学校保健統計調査の改善	<p>現行基本計画には、該当項目は盛り込まれていないものの、第Ⅰ期基本計画には、以下の項目が盛り込まれていたところ。</p> <p>「学校保健統計において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。」</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>＜平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成24年9月25日）＞施策の進捗状況等に対する評価</p> <p>(1) 現時点では、学校保健統計調査において、上記調査項目（注）に関し現在以上の対応を求める必要性は低いものと判断される。</p> <p style="text-align: right;">(注) 心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病を指す。</p> <p>(2) また、調査方法等の改善として、学校保健統計調査の調査票の転記元である健康診断票を直接統計作成に利用することについては、平成6年度まで全国で統一されていた健康診断票の様式が、地方分権が進展する中で、地域における健康課題等に柔軟に対応できるように自由度が高まったこと、かつ健康診断票データの電子化が進んでいないことから、直ちに対応することは難しいものと判断される。</p> <p>＜「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針（平成26年10月20日基本計画部会決定）」＞ 未諮問基幹統計の確認審議対象の一つとして決定された。</p> <p>＜「統計法施行状況に関する審議の進め方（平成29年5月30日基本計画部会決定）」＞ 第Ⅲ期基本計画変更の審議の中で併せて確認する未諮問基幹統計の一つとして決定された。</p>
確認の視点	<p>(1) 平成23年度統計法施行状況に関する報告書で指摘された事項（心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病、健康診断票の電子化）について、現時点の状況はどうなっているか。</p> <p>(2) 本調査の結果（基幹統計）については、行政施策への利活用を含め、具体的にどのように利活用されているか。また、本調査結果の更なる有効活用が図られるよう、例えば、調査結果の利用可能性を高めるため、統計ニーズの積極的な把握や、調査結果の具体的な利活用例に係る情報提供の充実等の取組を行っているか。【統計法第2条第4項第3号に規定された要件「全国的な施策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」、「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」との整合性】</p> <p>(3) 小学校、中学校及び高等学校に係る健康状態調査票においては、「相談員・スクールカウンセラー」の配置状況を把握していることに鑑み、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る健康状態調査票においても、保護者に対する育児・発達相談のほか、幼稚園教諭や保育士に</p>

	<p>対し、発達障害など特別な支援が必要な幼児への対応などの助言を行う「保育カウンセラー」等の配置状況を把握する必要性はないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>(4) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る健康状態調査票において、学校保健安全法施行規則に定める健康診断の検査項目（必須項目）のうち未把握となっている「聴力」について把握する必要性はないか。なお、幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外の健康状態調査票では、「難聴（両耳とも）」の実態を把握する調査事項を設けている。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>また、上記以外にも報告者によって調査事項に差異を設けているが、その理由は何か。学校保健行政を取り巻く状況を踏まえ、現行の調査事項を見直す余地はないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>(5) 本調査のうち、健康状態調査は、調査実施校（無作為抽出）の在学者全員を対象とする一方で、発育状態調査は、調査実施校の在学者の中から抽出した児童等を対象として実施しているが、標本設計（目標精度、抽出方法、結果精度等）や結果数値の推計方法はどのようになっているか。また、調査結果の利活用状況も踏まえつつ、調査結果の正確性・信頼性や報告者負担の観点からみて問題はないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>また、疾病の中には発生状況に係る学校間の差が大きい可能性があるため、現行の標本設計による把握では、限界があるといった状況はみられないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>(6) 本調査の結果から得られる統計については、学校保健安全法施行規則に基づき学校等が実施している健康診断の結果を収集し、集計・公表されていることから、ある意味で業務統計とも位置付けられる。このような状況の中、報告義務等を課してまで基幹統計調査として位置付ける必要性はあるのか。【基幹統計調査として実施する必要性】</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	
<p>担当府省における現状認識・取組状況</p>	<p>(1) 平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において実施困難であると判断された事項について、「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」の項目は学校健康診断としては現在も実施されておらず、また地域における健康課題等に柔軟に対応できるよう診断票様式を統一しないという方針についても変更されていないため、状況の変化は生じていない。</p> <p>(2) 本調査結果は、学校保健安全法及び学校給食法の改正をはじめ、学校保健行政の施策の立案検討の際の基礎資料として利活用されているほか、学校施設・設備の基準策定及び見直しの基礎データとしても用いられている。また、利活用については、毎年、各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事が集まる「健康教育・食育行政担当者連絡協議会」などで、文部科学省から周知を行っており、国だけでなく、各都道府県教育委員会、各市町村教育委員会、各学校等でも積極的に利活用されている。例えば、各学校においては、健康診断の結果を項目ごとに集計分析を行い、その結果と本調査結果による地域や全国平均のデータとの比較など、様々な方法によって評価を行い、目標値の設定を行うこ</p>

	<p>とで、学校における歯磨き指導などの明確な根拠に基づいた対応方策の検討に役立てられているところである。</p> <p>(3) 文部科学省では学校内のカウンセリング機能の充実を図るための施策として、相談員やスクールカウンセラーの配置を推進しており、本調査においてその配置状況を調査してきたが、幼稚園や幼保連携型認定こども園における、保育カウンセラー等の配置状況についてはそれを把握することによる利活用の目的が現時点において見通せないことから、文部科学省としては、新たに調査項目とする必要はないと考えている。</p> <p>(4) 幼児の聴力については御指摘のとおり健康診断においては必須項目となっており、教育活動や生活に重要な影響を及ぼす難聴を把握するために重要な役割を果たしている。しかし、幼児はオーディオメータを使用した健康診断での検査に不慣れなため、応答が不明確になりやすく、統計としてみた場合に有効な数値とは言い難く、今後も把握する必要はないと考える。また、報告者によって調査事項に差異を設けているのは、学年により検査が必須でないとされている項目があるためであり、現行の調査は学校保健安全法施行規則を反映した妥当な調査事項であると考えている。</p> <p>(5) 平成16年度に文部科学省において「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会（学校保健統計調査の見直し）」を開催し、大学教授や自治体関係者など、多様な有識者による議論により、17年度に調査精度の確保及び報告者負担の軽減の観点から抽出方法及び表章方法の見直しについての結論を得たものであり、現時点において標本設計や推計方法等に問題はないものと考えている。また、疾病の発生状況に係る標本設計の限界については、文部科学省としては認識していない。</p> <p>(6) 本調査は、児童・生徒の発育及び健康状態に関する事項を把握することのできる唯一の公的な統計調査であり、身長及び体重については明治33年から現在までのデータが蓄積されているなど、貴重な調査である。学校保健安全法施行規則に基づき学校が実施している健康診断の結果を収集しているとはいえ、同規則では健康診断の結果を教育委員会等に報告する仕組みにはなっておらず、本調査の回答にあたっては一定の負担を強いるものである。そのため、現在の回収率を維持し調査を継続していくためには、引き続き基幹統計調査として位置づけられる必要があると考える。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 学校保健統計調査については、報告者の負担抑制にも留意しつつ、基幹統計としての更なる有用性の向上を図るため、利活用の実態や利用者のニーズを踏まえ、調査方法及び標本設計の改善や、統計作成の対象とする調査項目や二次利用を視野に入れた統計作成の基礎となる個人単位データの収集・保管等を含めた調査計画の抜本的な見直しを検討する必要がある。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や統計利用者のニーズにも配慮しつつ、調査方法及び標本設計の改善や、統計作成の対象とする調査項目や基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の抜本的な見直しを検討するため、教育・医学関係の有識者や養護教諭等から構成される研究会を立ち上げ、可能な限り早期に結論を得る。(文部科学省)</p>
<p>備考(留意点等)</p>	